

令和7年度ふるさとの農林漁業体験支援事業について

福島県農林水産部農産物流通課 令和7年4月

東日本大震災及び原発事故の影響により子どもを対象とした体験型の食育推進活動が減少、さらには、震災以降の生活環境の変化に伴う県民の健康指標の悪化や、地域社会の活力の低下が懸念されています。

このため、子どもやその保護者が農林漁業体験を通じて、身近にある食に関心・愛着を持ち、また、食の安全性について自ら判断する力を養うことにより、豊かで健康的な食生活を実践するために、食育や地産地消に関する活動を行う団体等に対して支援します。

○対象とする活動

福島県内において、次の（１）から（３）の内容を全て取り入れた県内の子どもとその保護者を対象とした食育推進活動を行う団体等に補助（上限額 1,100 千円）します。

なお、各取組の対象者の半数以上は 18 歳以下の子どもとなるようにしてください。

（１）体験・交流を通した県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動

農林漁業体験、市場見学、料理実習やそれらに携わる人との交流など、地域の特色を生かした魅力ある体験型の食育推進活動を実施。

（例）農産物の収穫体験、収穫した食材の料理実習等

（２）リスクコミュニケーション活動

県産農林水産物の安全安心の取組や放射性物質の正しい情報や知識を身につけるための活動を実施。

（例）放射能検査の説明、放射能の実態に関する説明等

（３）体験・交流を通した県産農林水産物の生産・流通等の理解度評価

（１）及び（２）の参加者を対象に、県産農林水産物の生産・流通等に関する理解度についてアンケート調査を実施。

（例）（１）、（２）を体験した参加者へ活動に参加したことによる意識の変化のアンケートを実施。

○事業実施主体

県内に主たる事務所を置き、子どもを対象とした食育推進活動を行う団体（民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）で、代表者、組織及び運営について規定等の定めがあり、事業の実施及び予算の執行が確実と見込まれる団体が対象となります。

○補助対象経費

本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類等により金額が確認できるものに限ります。

○事業期間

交付決定日から令和8年2月27日（金）までです。

※期間終了日までに、事業に関する全ての支払いを完了させる必要があります。

※福島県農産振興事業補助金交付要綱規則第13条の規定による、県に対する実績報告は、当該事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに行います。なお、補助金の支出の最終は3月末となります。

○提出書類

- (1) 実施計画承認申請書（別記様式1）
- (2) 事業実施計画書（別記様式2 - 1）
- (3) 環境負荷低減のコンプライアンスチェックシート（別記様式2 - 2）
- (4) 応募団体の組織及び運営等の概要がわかるもの（登記事項証明書（現在事項全部証明書）、定款、規約、役員名簿の写し、活動概要がわかる資料等）
- (5) 課税事業者届出書または免税事業者届出書

○ホームページURL

詳細及び募集スケジュール等については、県ホームページ（以下のURL）へ掲載いたしますので確認してください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035a/fukushima-furusato.html>

○留意事項

本事業の採択にあたっては、次の要件を満たす事業実施計画に対し、優先的に採択されるよう配慮します。

- (1) 避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）またはそれ以外の浜通りで実施する事業実施計画
- (2) 東日本大震災及び原発事故の影響により避難している子どもが活動に参加できるよう配慮された事業実施計画

○申し込み・問い合わせ先

福島県農林水産部農産物流通課

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電 話 024-521-7354

ファックス 024-521-7942

メールアドレス ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp